



「おトクにお試しだけ」のつもりが定期購入に!? 定期購入トラブルにご注意!

【相談事例】 お試しのつもりでダイエットサプリメントを購入したが、定期購入になっていた

交流サイト (SNS) の広告からアクセスしたサイトでダイエットサプリメントを購入した。購入時の注文画面にはいつでも解約できると書かれており、定期購入だとは思わなかった。お試しのつもりで1個だけ注文したところ、2回目、3回目の商品が次々と届いた。驚いて事業者に解約の連絡をしたところ「6回購入することが条件のコース」と言われ、その時点で初めて定期購入だとわかった。2回目に届いた商品からは高額な料金を請求されているが、解約するにはどうしたらよいか。



【消費者へのアドバイス】

低価格であることを強調する広告を見て、1回だけのつもりで商品を注文しても、定期購入が条件となっており、総額として想定以上の高額な金額を請求されるケースがあります。

定期購入トラブルの原因として、契約内容や条件などについて、通販サイトでの表示が分かりにくいことが挙げられます。定期購入トラブルになりやすいサイトには、図のような特徴があります。定期購入が条件となっていないか、支払う総額はいくらか、解約・返品はできるかなど、注文する前に販売サイトや最終確認画面の表示をよく確認しましょう。



通信販売の利用をきっかけとした定期購入に関する相談が、全国の消費生活センターなどに引き続き多く寄せられています。申し込み前に最終確認画面をよく確認し、定期購入トラブルを未然に防止しましょう。

【問】消費生活センター ☎624-4111 【広報ID】1048513

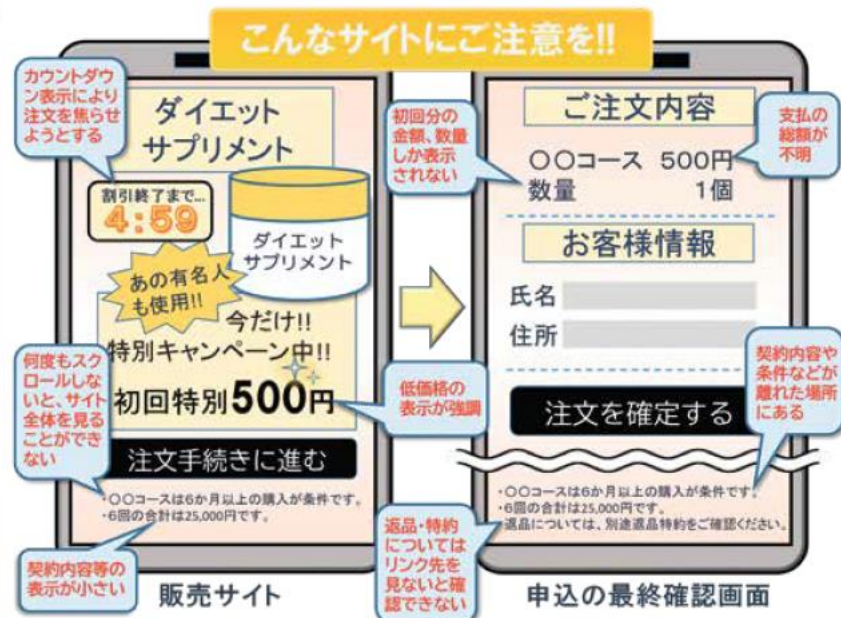


図 定期購入トラブルの注意ポイント

通信販売で何か困ったこと、不安に思ったことがあれば早めに消費生活センターにご相談ください。

